

千里山建築会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、千里山建築会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、関西大学建築学科の発展および建築に関する学術・技術の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達するべく、次の事業を行う。

- 一、会誌等の刊行及び頒布
- 二、懇親会・見学会・講演会・研究会等の開催
- 三、連絡・通信及びその他必要な事業

(事務局)

第 4 条 本会は、事務所を大阪府吹田市山手町 3-3-35 関西大学環境都市工学部建築学科内に置く。

第 2 章 会 員

(種別)

第 5 条 本会の会員は、次の 3 種とする。

- 一、正 会 員 関西大学建築学科の卒業生及び大学院の修了生・教職員（教職員であったものを含む）・会員の推薦に基づき幹事会が入会を承認したもの
- 二、賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を援助する個人、又は団体が幹事会が入会を承認したもの
- 三、名誉会員 本会又は関西大学内の建築関係の教室のために功労のあったもので、総会において推薦されたもの

第 3 章 役 員

(種別)

第 6 条 本会には、次の役員を置く。

- 一、会 長 1 名
- 二、副会長 3 名以上
- 三、幹 事 若干名
- 四、監査役 2 名

2. 本会には、さらに名誉会長を置くことができる。

(職務)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在又は欠員のときにその職務を代行する。
3. 幹事は幹事会を構成し、会務の執行を決定する。
4. 監査役は、本会の業務を監査する。

(選任)

第 8 条 会長は、正会員のうちから幹事会が推薦し、総会の承認を得る。

2. 副会長、幹事および監査役は、会長が正会員のうちから選任する。

(任期)

第 9 条 役員（幹事を除く）の任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 会 議

第 1 節 総 会

(種別)

第 10 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成及び招集)

第 11 条 総会は、会員をもって構成し、会長が招集する。

(権限)

第 12 条 総会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一、事業計画の決定
- 二、事業報告の承認

三、その他この会の運営に関する事項

(開催)

第13条 通常総会は、4年に1回開催する。

2. 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上若しくは、監査役から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。

(定足数)

第14条 総会は、正会員の(開催年の卒業期数)分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(表決)

第15条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、出席正会員の中から選任する。

第2節 幹事会

(構成及び招集)

第16条 幹事会は、幹事をもって構成し、会長が招集する。

(権限)

第17条 幹事会は、次の事項を議決する。

- 一、総会の議決した事項の執行に関する事項
- 二、総会に付議すべき事項
- 三、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第18条 幹事会は、会長が必要と認めたとき、又は幹事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(表決)

第19条 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は次に掲げるものの収入による。

- 一、会費
- 二、寄付金品
- 三、その他

2. 会費は、幹事会の議決により定め、総会の承認を得る。

(収支決算)

第21条 本会の収支決算は、その年度末の財産目録と共に監査役の監査を経て、会報に掲載し会員に報告する。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第6章 支部

(支部)

第23条 本会に、支部を置くことができる。

2. 支部に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第24条 本会則の変更は、幹事会の議決によって定め、総会の承認を得る。

第8章 雑則

(細則による運用)

第25条 本会則の施行に関し必要な事項は、幹事会が定め、必要に応じて細則に記載する。

この会則は、令和4年5月8日から適用する。